

大分大学医学部附属病院脳死判定委員会内規

平成24年10月24日制定

平成24年医学部附属病院内規第1-1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院臓器移植医療委員会細則（平成24年医学部附属病院細則第1-4号）第8条第3項の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において行われる臓器の提供を前提とした脳死判定を適正に行うために設置する大分大学医学部附属病院脳死判定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本院で実施する脳死判定基準の策定に関する事項
- (2) 脳死判定医の指名に関する事項
- (3) 疑義が生じた脳死判定結果の当否に関する事項
- (4) その他脳死判定に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 脳神経内科，小児科，脳神経外科，耳鼻咽喉科・頭頸部外科及び麻酔科の各科長
- (2) 手術部，集中治療部及び高度救命救急センターの医師 各1人
- (3) 本院に常勤する医師のうち，脳死に関する十分な知識と経験を有するもの 若干人

2 前項第2号及び第3号の委員は，病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は，委員の互選により選出する。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は，委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は，出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(代理出席)

第7条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(脳死判定)

第9条 脳死判定は、判定基準に基づき行う。

- 2 脳死判定は、2人以上の脳死判定医によって行い、当該脳死判定に参加した脳死判定医全員の判断が一致した場合に脳死と判定する。
- 3 当該患者の主治医は脳死判定に立ち会い、脳死判定医の必要とする情報等を提供しなければならない。

(脳死判定医の登録及び指名)

第10条 脳死判定医は、次の各号に掲げる学会の専門医又は認定医の資格を有する本院の医師の中から、委員会の議を経て、病院長が指名し、あらかじめ登録する。

- (1) 日本神経学会
 - (2) 日本脳神経外科学会
 - (3) 日本麻酔科学会
 - (4) 日本救急医学会
 - (5) 日本集中医療医学会
 - (6) 日本小児科学会又は日本小児神経学会
- 2 委員長は、病院長から次条第2項に基づく脳死判定の指示を受けたときは、直ちに委員会において、脳死判定医2人以上（当該脳死判定がなされた際に臓器を摘出する者及び当該臓器に係る移植手術を行う者を除く。）を当該脳死判定医に指名する。

(脳死判定の申請、結果の通知及び記録)

第11条 脳死判定の申請は、当該患者の主治医の診療科又は中央診療施設の長を経由して病院長に行う。

- 2 病院長は、前項の申請を受けたときは、直ちに委員長へ脳死判定を指示する。
- 3 前条第2項に規定する脳死判定医は、前項により指示を受けたときには、速やかに脳死判定を行い、その結果を委員長へ報告しなければならない。
- 4 委員長は、脳死判定の結果に疑義があるときは、委員会を招集し、その判定結果について審議する。
- 5 委員長は、脳死判定結果を直ちに病院長へ報告しなければならない。
- 6 病院長は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該患者の主治医に通知しなければならない。
- 7 委員長は、脳死判定の申請及び脳死判定結果を委員会に報告の上、記録しなければならない。

(倫理委員会との関係)

第12条 脳死判定の実施に関し倫理上の疑義が生ずる恐れのある場合は、大分大学医学部倫理委員会に諮るものとする。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成24年10月24日から施行する。
- 2 第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成25年医学部附属病院内規第1－3号）

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院内規第1－1号）

この内規は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院内規第1－2号）

この内規は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院内規第1－3号）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。